

令和 7 年度 地域公共交通確保維持改善事業 (フィーダー補助金) に関する認定申請について

1. 要旨

地域公共交通確保維持改善事業により国の助成を受けるため、令和 7 年度（令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月の事業期間分）の地域内フィーダー系統に係る事業計画を作成し、地域公共交通会議の承認を受けて国土交通省に提出する。

※地域内フィーダー系統とは・・・

地域間交通ネットワーク（複数市町をまたがる路線）と接続して支線として運行する系統

2. 地域内フィーダー系統に係る事業計画の概要【別紙資料】

(1) 対象路線

【下高野線】

下高野線は、高野町・口和町域から松江道を経由し、三次市街地を結ぶ路線である。これにより、三次市街地への速達性が格段に向上するとともに、三次から各方面へのアクセスの向上が図られている。

沿線住民の利便性向上のため、松江道口和IC、モーモー物産館、三次市君田町・三次町を経由するルートで 4 往復運行している。

(2) 利用者の状況及び目標

令和 5 年度の 1 便当たりの利用者数は 5.2 人となっており、この利用者数を基礎として、令和 7 年度は 1 便当たり 5.3 人以上を目標利用者数とする。

令和6年6月 日

(名称) 庄原市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
庄原市の地域公共交通は、鉄道はＪＲ芸備線とＪＲ木次線、バス等は路線バスとこれを補完する市営バス、地域生活バス、市街地循環バス、廃止代替バス、乗合タクシー、公共交通空白地有償運送がある。これらの地域公共交通は、高齢者や児童生徒など自ら移動手段を持たない市民が日常生活を営むために必要不可欠なものであり、高齢化が急速に進む本市においてその必要性はますます高くなっている。 しかしながら、少子化・過疎化による利用者の減少や運転手の不足などにより、交通をめぐる環境は一段と厳しさを増しており、地域公共交通を確保するため、本市が負担する経費も多額となっている。 このような状況の中、地域公共交通は地域の基本的な社会基盤であるとの視点で、地域公共交通はどうあるべきかを見定めながら、地域や利用者の特性に応じた移動手段を継続して確保していくため、本市の公共交通確保のための指針として位置づける「庄原市地域公共交通計画」を令和３年５月に策定し、この計画の主旨に沿って順次見直しを進めることとしている。 今回申請する下高野線は、平成２５年４月から半年間実証運行を実施し、同年１０月からの本格運行を行っている。平成２５年３月３０日に開通した松江道への乗り換えにより、庄原市高野町や口和町地域から三次市街地への速達性が格段に向上した。 この路線は、庄原市高野町や口和町から、三次市中心部へ乗り入れる路線であり、広域圏から三次市立三次中央病院への通院や三次市中心部での買い物などの移動手段として必要不可欠な路線となっているほか、三次駅での高速バス等への乗り継ぎにより、さらに広域的な移動が可能となるものである。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(１) 事業の目標
平成25年４月から試験運行を経て同年10月に本格運行を開始し、令和５年度の１便当たりの利用者数は、5.2人となっている。この利用者数を基礎とし、１便当たりの利用者数5.3人以上を目標とする。 本市の高齢化率は44.6％と全国平均よりも高く、また、人口減少率は2.3％となっている。下高野線沿線の高野町・口和町に限った場合、人口減少率は2.8％と、他の地域と比較しても人口減少が著しく進んでいることから、今後も人口減少が進み利用者の減少が見込まれる。したがって、現状維持以上を目標とし沿線の人口が減少するなかでも、利用促進を継続し利用者数の堅持をめざすこととする。
(２) 事業の効果
運行経路とダイヤを見直すことで、地域住民や利用者のニーズに即した運行となり、庄原市高野町及び口和町から三次市中心部への移動手段がより便利となる。これにより通勤や通学、通院、買い物等の利用度が高まる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
利用状況について、交通事業者や地域住民等と情報共有などを行い、利用実績に応じた利用促進策を検討する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
別紙「表1」添付 運行事業者の選定理由・・・運行の安全性、運行管理体制、営業所及び車庫との距離、利用者への情報提供など総合的に判断して選定した。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行に係る費用経費35,614千円（令和5年度実績）のうち、運行収入及び国庫補助額を差し引いた額（関係市町と案分）を庄原市が補助金として負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 地域との意見交換を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別紙「表5」添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
庄原市地域公共交通会議開催状況 令和５年６月20日 令和６年度地域内フィーダー系統確保維持計画について （書面）（合意） 令和５年８月28日 地域公共交通計画と補助制度の連動化に伴う 庄原市地域公共交通計画の見直しについて など（合意） 令和５年９月14日 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の更新登録について （書面）（合意） 令和５年10月23日 西城地域等廃止代替バス「道後山線」の冬期期間における 延長路線の新設について（書面）（合意） 令和６年１月12日 令和５年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について （合意） 令和６年２月27日 東城地域のデマンド（M a a S）運行について 補助連動化に伴う庄原市地域公共交通計画の変更（案）について など（合意）

19. 利用者等の意見の反映状況

地域・利用者からの意見を集約し、これらの意見への対応として、利用者に分かりやすい運行ルート、ダイヤの見直し検討を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

(所 属) 庄原市生活福祉部地域交通課地域交通係

(氏 名) 宮口 雄三

(電 話) 0824-73-1156

(e-mail) chiikikoutsu@city.shobara.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特別措置	運送継続 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
庄原市 三次市	備北交通(株)	(1)	下高野線	モーター 物産館・ 君田	三次工業団地	往 49.8 km 復 49.8 km	363日	1,206回			路線定期運航	①	・(備北交通(株):三城線(幹線補助)、 高瀬バスに接続)三次駅前停留所 ・バス停相互利用 ・乗り継ぎに適したダイヤ	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	庄原市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,633
交通不便地域等	33,633

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
33,633	庄原市	過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
庄原市地域公共交通計画	令和3年5月	—

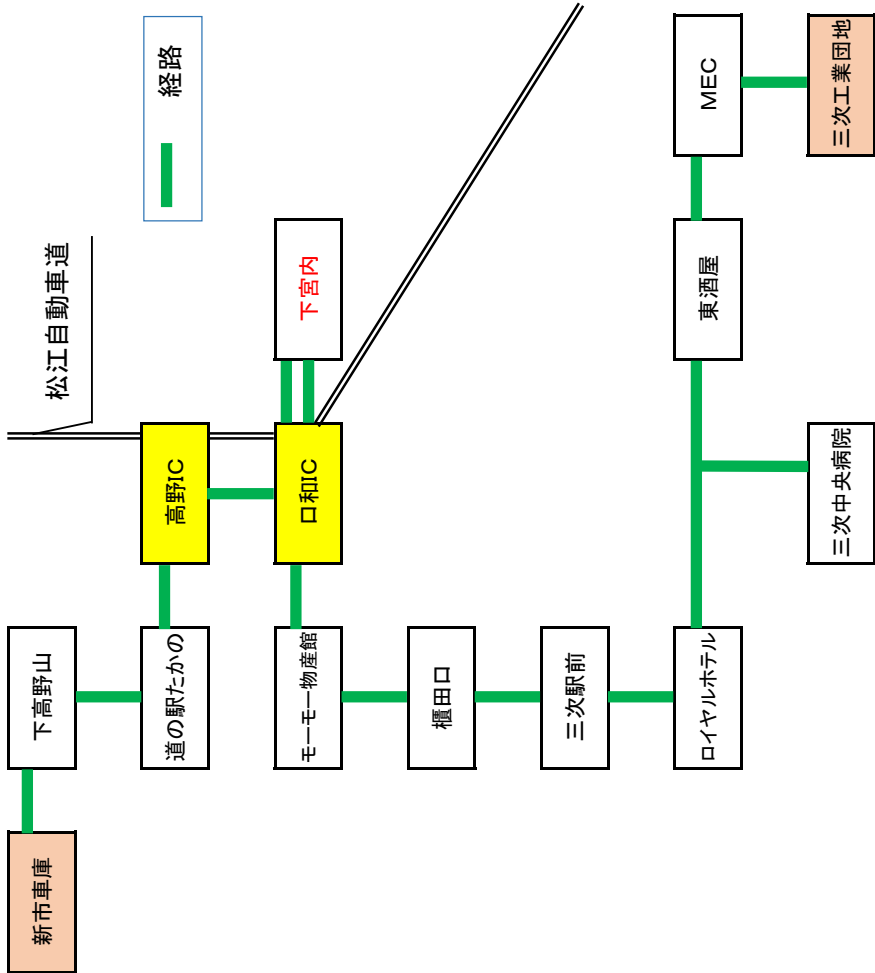
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

▼下高野線 運行系統図



▼下高野線 運行ダイヤ【令和3年4月1日～】

高野～(下宮内、君田、三次町経由)～三次						
	新市車庫	下宮内	モーター物産館	榎田口	三次中央病院	三次工業団地
①	6:49	7:16	7:25	7:29	8:05	8:12
②	12:50	13:17	13:26	13:30	14:06	14:13
③	15:05	15:32	15:41	15:45	16:21	16:28
④	17:00	17:27	17:36	17:40	18:16	18:23

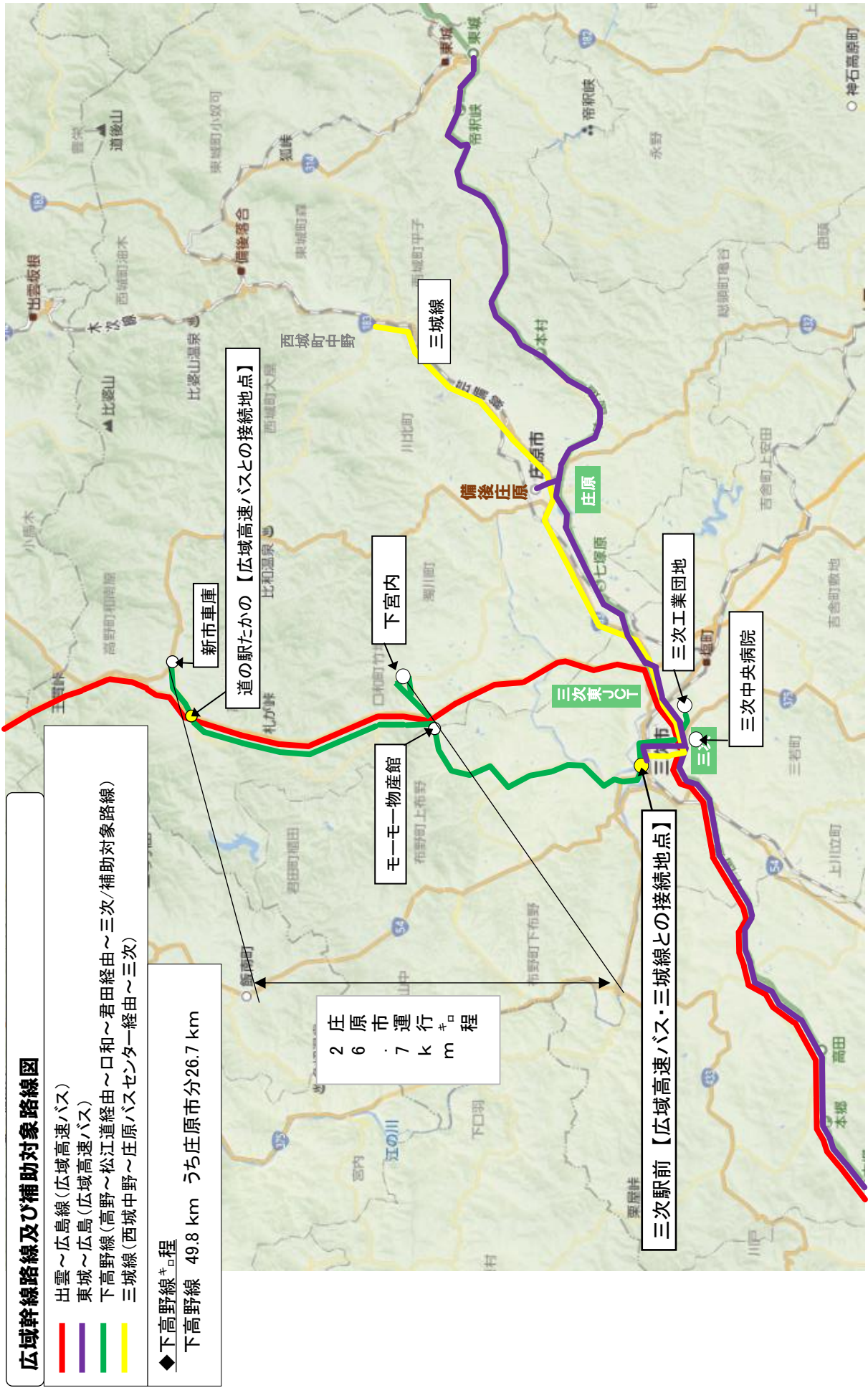
※土・日・祝

三次～(三次町、君田、下宮内経由)～高野						
	三次工業団地	三次中央病院	榎田口	モーター物産館	下宮内	新市車庫
①	11:10	11:17	11:53	11:58	12:06	12:33
②	13:25	13:32	14:08	14:13	14:21	14:48
③	15:23	15:30	16:06	16:11	16:19	16:46
④	17:35	17:42	18:18	18:23	18:31	18:58

※土・日・祝

※高野～(松江道経由)～口和IC～君田町～、三次町～三次

月～金:4往復
土・日・祝:2往復
▼12/29～12/31 土日祝ダイヤ ▼1/1～1/2 運休 ▼1/3 土日祝ダイヤ
▼8/12～8/15 土日祝ダイヤ



庄原市がめざす地域公共交通体系のイメージ

